

## 吹田市総合計画審議会・第2部会（基本計画・第3回）

開催日時 平成17年5月10日（火）午後7時00分～午後9時00分

開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

議事内容 1 吹田市第3次総合計画基本計画(部門別計画)[案]の検討

(1) 第6章 安全で魅力的なまちづくり〔第2節以降〕

2 基本計画(部門別計画)[案]に対する市民意見の検討

出席者(委員) 宗田好史 衛藤照夫 三輪信哉 池淵佐知子 信田邦彦 筏 隆臣

蒲田雄輔 前田武男 矢野隆司 河井明子 阪口善次郎 永田昌範 西岡昌佐子

(欠席2名)

(事務局) 清野助役

企画部政策推進室

岸次長 池田総括参事 宝田参事 稲田主査 岡松係員

(関係室課) 企画部 安心安全室 宮城室長 中山参事

吹田操車場跡地対策室 宮村理事

都市整備部 都市整備室 浜次長 松浦参事 保田参事 杉本参事

開発調整室 大村室長 平田総括参事

建設緑化部 道路安全室 藪田次長 吉田総括参事

道路管理室 堀田室長

緑と水のふれあい課 原課長代理

下水道部 下水道総務課 池田参事

下水道管理課 本田課長代理

水再生室 内田室長

水道部 技術管理室 大島室長

工務課 行田課長

維持課 森下総括参事

浄水課 川井課長

(傍聴人) 2名

### 議事要旨

1 吹田市第3次総合計画基本計画(部門別計画)[案]の検討

(1) 第6章 安全で魅力的なまちづくり〔第2節以降〕

(部会長)

「第6章」の「第2節 暮らしや都市活動を支える基盤づくり」からはじめる。

(A委員)

まず1点目だが、「計画」の「2 緑豊かな安心して遊べる公園整備」のところで、「(2)公園

施設の整備と維持管理」という項目が立てられているが、ここに是非とも利用マナーの向上、啓発といったものを盛り込んでいただきたい。従前より自治会等を通じて、行政には、千里北公園のマナーが非常に悪いということを常々申し上げている。春は桜、夏は花火、秋はバーベキューと、火気厳禁の看板をいつも当局が立てながら、全くもって、看板の意味を理解しない方々が利用されているということで、翌日になると、ゴミが朝に2トン車2、3台でたぶん回収されていると思う。その費用も勿論税金である。是非ともここは「誰もが使いやすく快適で安心して遊べる公園」であり、なおかつ、「利用マナーの向上、啓発も共に推進していく」ということを是非盛り込んでいただきたいと思う。

あともう1点は、前回の時に、「第5章」の「第1節 環境負荷の少ない住みよいまちづくり」の「計画」の2の「(5)環境衛生の充実」ということで、ねずみ、蚊、はえの駆除ということで、盛り込んでいただいているが、ハト、カラス、コウモリ、ムクドリといったものは益鳥ということであるが、駆除する方法がないということで、こういったものに対しても、やはり住みよい住環境ということで、何らかの形で盛り込めるのではないか。東京都においては、石原都知事がカラスの駆逐を大変熱心にされているとは皆さんご存じの通りと思うが、そのことをまず問題提起させてほしい。

( 部会長 )

確かに、ハトは、NHKの番組でも話題になるようなテーマであり、カラスやコウモリも確かに問題である。一応調べてほしい。

「計画」の2の「(2)公園施設の整備と維持管理」についてのお尋ねだったが、「計画」の2の「(3)市民との協働による公園管理」とも深く関わる問題である。「市民と協働して公園の管理を行い、地域に愛される公園づくりを進めます。」と2行で書いてあるが、どうもそんな簡単にいきそうもない問題を含んでいるようであって、ここはご担当から伺おう。

( 関係室課 )

土曜日、日曜日にパトロールを行い、マナーの悪い方に注意をしているが、なかなかうまくできていないのが現状だと思う。引き続き、ゴミ等の持ち帰りなど、いろんなアピールをしていくようにはしていく。現状では、なかなかできていないのが現実である。

( A 委員 )

ただ単に、「看板をかけたよ」というだけでは、実行効果はない。

( 関係室課 )

啓発やアピールはしているのだが、なかなかそこまでは難しい。

( A 委員 )

自治会としては、要するにゴミ箱を撤去して欲しいと言っている。ゴミ箱さえなければ、そこにゴミが集積しないのではないかと思う。あと、バーベキューとか来られる方の不法駐車だ。北公園の駐車場というのは、冬場はクローズされている。あれも、自治会としては開けてほしいとお願いしているが、市の外郭団体がやっており、財政上の問題点があるので、駐車場を開けられ

ない。こういうふうにご説明頂いている。

( B 委員 )

A 委員がおっしゃっていることは、今の「計画」の2の(2)のところに、利用マナーの向上ということを入れてほしいということなので、その辺の詰めはきちっとしておかなければいけない。折角のいい案だと私も思う。

( 部会長 )

マナーの向上に関して、計画の中にはっきりと書き込むということに関して異存はないか。これは、吹田市民以外の方が来られるわけか。

( A 委員 )

その辺が微妙である。例えば、北千里の駅前に吹田市の駐輪場を作っても、実際にそこに止まっているバイクなどには、箕面ナンバーなどがあるわけだから、それは一概には言えない。

( 部会長 )

嵐山、円山公園など、観光地で必ず起こる問題で、そこに花見があれば、先ほどの違法駐車やゴミを置いていくということで、当然地元の方も相当苦労されて、いろいろ行政とやることになる。観光客の来る所では、長年ノウハウが積み重ねられていて、いろいろな苦情が出るものだから、桜が咲く時期には、清掃局の方へ地域の会長がちゃんと相談をして、どのタイミングでどうゴミを集めに来るかとかいうこともする。昔は、トイレが詰まったとか、汚れているという苦情が来るだけだったけれど、簡単な汚れだったら、地元の方が、手の空いた方が掃除までするという状況になって、市が管理している観光地のトイレが綺麗になった。まさに市民との協働による公園管理という方向に向かっている。それは、それなりの苦労があって初めて、行政との協働が成立するわけで、今お話を伺っている内容であると、ゴミ箱を撤去しろとか、あるいは、駐車場を開けるとかいうレベルでは済まない。

( A 委員 )

嵐山などの観光地では、自然に囲まれた中の公園だが、住宅地の中にある公園が、そういう状況であるということである。

( 部会長 )

それはわかるのだが、嵐山も第一種低層住居専用地域に囲まれている。いずれにしろ、ここの2行に関しては、かなり積極的に取り組むということをしていただいた方がいいと思う。公園マナーの向上に関する内容を協議、検討することにして、他にないか。

( C 委員 )

毎日、朝早くから公園を掃除している人がいる。こういう人を知っているか。そういう人に対して、やはり市として何か感謝状を出すとか、そういうことをする必要はあると私は思った。

( 部会長 )

余暇をお持ちの高齢者の方が、同時に社会的な活動をされるという傾向がある。まさにこれが、「市民との協働による公園管理」ということでここに上がっているわけである。それを協働と言う前に、実際、協働のパートナーを組むべき市民が一体何をしているかということをご指摘だと思ふ。

( 事務局 )

地域の方が、地域の公園を清掃される時には、掃除の用具を提供するという形で協力していることは聞いている。

( D 委員 )

たぶん、今言われているのは、少し C 委員が言っているのとは違うと思う。用具だとか、そういうものの提供を受けて、月に何回か、各地域で連合自治会が掃除をやってほしいというのは違う。そういうグループでやることと、個人的に朝早く自分の気持ちで掃除をしたり、花を植えたりする人を知っていますかということは、また別の問題だと思ふ。

( 部会長 )

おっしゃるとおり別の問題だからこそ、ここに「協働による」とある。恐らくこの 2 行は「自治会と連携して公園の管理をします」という意味ではない。ところが、書いたのはいいけど、実態を伴わないから、何だろうということだが。

( E 委員 )

掃除するということにとどまらずに、例えば、公園の中にお花を植えよう、何とかしようというところまで、そこを使っている市民達がやろうという意味を込めているのか。

( 部会長 )

進んでいる自治体では、とっくの昔に N P O に管理運営を任せるとことにしているし、ボランティアグループがわざわざ N P O を取って管理している。今はもう指定管理者制度を使って、業者のコストを削減するという流れになっているのではないか。だから、協働というのは、読みによっては、そこまでいく、さらにもっとそれ以上までいくというのに取れなくもない。

( 関係室課 )

藤白公園にピアノ池という池があるのだが、そこで地域の方と、水質の改善を図るということで、ヒメガマの穂を刈ったりしている。それは平成 14 年からやっている。紫金山公園では、平成 15 年から材料を提供しながら散策路の整備をやってもらっている。地元の自治会と、管理協定を結んで、若干管理もやってもらうようなことも考えている。桃山公園、千里緑地では、「千里竹の会」にお願いして、竹の伐採とかそういうものをお願いしているものもある。今回平成 17 年度から、千里北公園の東部地区のまだ開放されていない公園なのだが、そこは地元の市民の方に来て頂いて、ワークショップ形式で、どういう公園にしたらいいのかということを考えている。そういうふうに、公園については、地域の皆さんと一緒に考えて、どのようなことをしていけば

いいのかということ、今やらせていただいている。

(事務局)

具体的な事業をどういうものでやっているかということで、資料 - 6 の 28 ページの No.425 と 426 が今紹介があった件である。地元の自治会や団体と一緒に運営管理をするところをイメージして、「計画」の 2 の ( 3 ) は書かれている。

(部会長)

「みどりの基本計画」というのは、1970 年代に整備された、比較的古い仕組みなのだが、まさにハード的な整備とか、緑地の確保などではなくて、今話題になっているようなソフトな仕組みを重点的に書きあげる自治体が多い。あと、今盛んなのはビオトープづくりの活動はどうなのかということがあって、その辺りを「みどりの基本計画」で総合的に取り扱っておれば問題ないわけであるが。

(事務局)

市民参画の仕組みということで、人づくり、あるいは、みどりの指導者の育成やボランティアシステム。そういうようなことも含めている。

(部会長)

この分野で、京都は、京大と府立大に農学部があって、造園の先生が多いものだから、いろんなところで公園のワークショップが盛んに起こる。本当は、全体計画の中で、どう位置づけられているのかをうまくすれば、公園だけではなくて、その周辺の自治活動も活発になる。

(F 委員)

アドプト制度もそうだが、シニアを使ってもらい、高齢者が小遣い程度というか、NPO まではいかないが、活動の種はいろいろ、公園も含めてあるのではないかと思う。協働というのが具体的に見えてこないところ、我々市民としては、一番不安だと思う。どういう形で支援していただけるのか、一言加えて頂くと、ずいぶん違うのではないかと思う。

(部会長)

これは「計画」の 2 の「( 3 ) 市民との協働による公園管理」と「計画」の 2 の「( 2 ) 公園施設の整備と維持管理」にも掛かる。A 委員のご指摘は「計画」の 2 の「( 2 ) 公園施設の整備と維持管理」ですべき問題もあるので、マナーから協働にかけて、少し整理していただくことになる。

(G 委員)

今のような議論がたくさん出てくるということは、「計画」の 2 の「( 3 ) 市民との協働による公園管理」の書き方は、これだけではどんなようにもとれるというのが実際ではないか。従来型で市がきれいに掃除していかれて、それで終わってしまう。計画段階から市民が立ち上がって、そして「自分たちはこんなふうにしたい」という取組が可能である。その辺のところを匂ってこ

ないということが、議論を呼ぶ。ここに書き込めばいいのだが、「第5章」のところでそれが載っているかと思えば、そうではない。「第5章」となかなかうまく整合性がとれていない。「第5章」の「第2節 自然と共生するまちづくり」は、どこの自然のことをいっているのか、これもよく分からない。公園というのは、今後はやはり「自分たちで作ったのだ、自分たちで管理するのだ、自分たちで楽しんでいるのだ」という趣旨がはっきりと出てくるように書いていくということがすごく大事ではないか。それがはっきりしてくるような、それを支援していくような形で書かれていないと、やはり少し弱いのではないかという気がする。

( 部会長 )

45 ページに出てくる「花と緑、水をめぐるネットワーク」と、この「公園整備」があるわけで、どういう関係にあるのかということもきちんと書いてほしいし、「市民との協働による公園管理」の内容がわかるように書いてほしいという問題点は出てくる。

( H 委員 )

それと関連して、昔道路だったところを公園にする、公園道路にするというのが考えられる。例えば、緑道とか、農林道とか、用水路。こういうものを歩ける道にするということである。そういうものが今どれだけあるのか、実態を掴んでいただいて、検討していただきたい。

( 部会長 )

吹田市内にそういう里道、農道というものがあるのか。

( 関係室課 )

私共で管理させて頂いている道路については、道路法で決められた道路を管理させていただいているというのが前提である。緑道という位置づけがないもので、公園で管理している所もあれば、道路管理室として道路を管理しているところもある。実態としては、市民の方が通行して頂き、どちらかといえば緑が多い道路ということになる。

( H 委員 )

実態はおっしゃった通りである。こちらが特に強調したいのは、道路管理ではなくて、むしろどちらかといえば、切れ切れになっている緑道である。そういうものの復活ができないかということである。災害のことも考えて、しかも、健康で安全な道の復活というところで、こういうことを検討できないかなと思う。

( 部会長 )

そのことは、45 ページの緑のネットワークに書いてある。「第5章」の「第2節 自然と共生するまちづくり」の「計画」1の「(3) 花と緑、水をめぐるネットワークの充実」があるのだが、これは道路でやるのか、公園でやるのか。

( 関係室課 )

緑化公園室でやらせて頂いている。市民参画で市民の方とワークショップを行い、現地を歩き

ながら、去年の11月に21コース選定して、今ホームページでも閲覧できるようにした。

(部会長)

散策コースであることは分かった。「公園や緑地を中心として、河川やため池等の貴重な自然をつなぎ合わせ」とあるが、自然をどうやってつなぎ合わせるのか。

(関係室課)

吹田市域の中で、緑がたくさんあるところをつなぎ合わせて、コースとして選定した。

(部会長)

緑と水のネットワークという時は、鳥とか昆虫がその緑を伝わりながら行くことであり、押し込まれている小さな生態系ではなくて、広いネットワークの中を行き来できる、あるいは、生態系を保全することができるという意味である。

(関係室課)

私共が出しているコースの選定は、吹田市民の方がより多く健康が維持できるように皆さんと一緒に散歩して、歩こうというものである。市民の方と一緒に歩くイベント等を毎月1、2回行っている。そのコースに、ベンチとか水飲みなど、いわゆる施設を作っていく計画も考えている。

(部会長)

70年代はそれで良かった。今もそれは大事なことだが、今は人間がベンチに座って自然を眺めるのではなくて、人間以外の生き物ができるだけ多く生息するというのが環境保護というか、自然環境のテーマになりつつあるのではないか。

(G委員)

吹田にはタヌキがいるとか、キツネがいるとか、ホタルがいるとか、いろいろいるわけである。例えば、ムクドリがいると、これは公害だとすべきか、動物をどう見るかという非常に難しい問題がある。私の家では今カラスが巣をかけている。それで、ひな鳥に餌をあげている。すごく可愛い。ものすごく情熱をもっている。これを害鳥というか益鳥というのは非常に難しい。例えば、緑のネットワークを増やしていくと、今度はスズメバチが増えてきたとか、そういう問題も実はあるわけだ。しかし、例えば、公園の見方でも、あるいは、ネットワークの見方でも、「動物が移動できる」あるいは「昆虫が移動できる」など、そういう強調した一文が入っているか入っていないかで、まちづくりが違ってくるのは事実である。「第5章」の「第2節」の中で、部会長がおっしゃった定義のもとでのネットワークをどこかに入れておくかどうか、それを議論しておく必要がある。害鳥も出てくるかもしれないが、いろいろな楽しみができる。その辺の議論をして、どこかに一項目入っていないと、きっと先ほどの役所の方が言われたような認識で終わってしまう。

(F委員)

私の自治会の中で、キャッチフレーズとして、「蝶とトンボがいる住区」というのを訴え出して

いる。やはり、子供にそういうことを味わわせてやりたいわけである。『ぶらっと吹田』のネットワークはつなぎ合わせであって、ありあわせのもので、一応形に作ったというだけである。それは、私からいえば、市民と行政の方との考えているギャップの、歴然たるものではないかと思う。その辺のところをもう少し摺り合わせていくことをしないと、もう少し具体的なもの、我々がイメージを抱くことができるようなものが見えてこないというのが、先ほど皆さんも言われたことだと思う。それを是非盛り込んでいただきたい。

(部会長)

今までやってきた長い取組から、今ようやく 21 のコースを整備したというところだろう。こういうのを常に新しいものに常に変えていくという議論と努力が必要だと思うので、これは 45 ページの方でもそうだし、それから、今 G 委員にご指摘頂いた 55 ページの第 2 節の中でもそうだが、少し色濃く書いていくということが必要である。

それから、G 委員がおっしゃったもう 1 つの点というのは、害虫と益虫あるいは害鳥と益鳥の関係なのだが、それはまさに自然と動物と昆虫と人間がどういう関係を結ぶかということで変わってくるわけである。大変重要な指摘で、市民と行政の関係もよく似ている。つまり、関係が信頼関係になっていけば、公益を果たしつつ、我々の生活環境を支えてくれるという関係になるわけである。お互いが益虫、益鳥になれるような関係が協働関係だという例えになるわけで、それと同じパラレルな関係が人間にもあるのだということである。

(E 委員)

57 ページの「計画」の 7 の「(3) 総合的な雨水対策の推進」の部分で、真ん中辺りに「雨水の流出を抑制する貯留施設などの設置を促進し」とあるが、これだけだと、公共の所に貯留施設を作っていくふうにししか読めない。現実には、民間の施設の所にも協力お願いして、貯留施設を作ってもらって、その維持管理は民間がやっていたりするわけである。今後は、民間の部分は民間にお願いしていくのか、それとも、民間の部分は公的な部分として変えていくのかということまで、どういうふうに考えているのかわかるように書けないのか。

(関係室課)

雨水貯留浸透システムということで検討はさせて頂いている。ただ、その中でどうするのか、補助制度などいろいろなことがあろうかと思うが、今検討の段階である。

(I 委員)

「計画」の 7 の「(3) 総合的な雨水対策の推進」というところでは、「浸水被害の発生地域においては、雨水施設の能力増強の整備を重点的、計画的に進め、被害の軽減を図ります。」とあり、これはどちらかといえば、治水の部分でそういうことを言っているのではないかと思う。もうひとつの雨水の流出抑制のところでは、雨水を利用するということを書いており、「総合的」というところでは 2 つの意味があるから、「総合的」というふうに書いていると思う。ここの文章の関連が分かりにくい。

「計画」の 7 の「(5) 良好な水環境の形成」では、「雨水浸透施設の設置を促進し」というところで、浸透する設備を作るのか、舗道などを浸透性のある舗道にするのか、ということで、雨

水を貯蔵して良好な水環境を形成するということだと思う。提示の仕方が、治水の部分と、雨水の貯留の部分と、浸透するという部分と3つあると思うのだがわかりにくい。

(関係室課)

「計画」の7の(3)が主に、浸水対策、雨水対策だということを考えている。「計画」の7の(5)については、環境問題、水環境などを考えた文章ということである。

(I委員)

資料 - 12の市民意見の中に、8ページの「第2節」の7の「(5)良好な水環境の形成」の中で、「温暖化防止とエネルギーの消費量節約のため直ぐにでも取り掛かれる事業だ。」というふうに市民の方がいっておられるところがあるので、是非とも整理して書いてもらいたい。

(部会長)

「計画」の7の「(5)良好な水環境の形成」の中で、「雨水浸透施設の設置」しか書いていない。だから、「計画」の7の(5)をおこすために、「計画」7の(3)から雨水浸透施設をとって、(5)を立てたということで実際にはなっているのだが、(3)にあった方が自然であって、良好な水環境の形成はとても大事なことだが、下水道整備のところを書くべきことなのか、もっと大きな都市整備のところを書くべきことなのか。勿論下水道が重要な水環境の7、8割を占めているが。

(関係室課)

今まで下水道は基盤整備という考え方から提案を進めていたが、今回環境面の方で下水道として役に立つ事業があるのではないかということであげている。これは国の方がそういう考え方を持っている。

(G委員)

行政の仕組みからいうと、今までは上水道は上水道、下水道は下水道であった。下水道というのは、下水管、雨水管、下水処理場。これが対象の仕事である。法律上、総合的な水環境を整備するというような法律がないわけである。しかし、全国的な趨勢としては、例えば、水環境の整備といった時に、先ほどのヒートアイランド現象を緩和するために、市内の個人ないし公共の駐車場は、全て緑化しようとか、あるいは、個人のお宅で貯水槽つけようとかあるが、これも残念ながら下水道の管轄外である。実は、日の当たらない部分がものすごく急速に必要性が高まっているわけである。そういう意味では、どこが担当するかよくわからないが、「計画」7の「(5)良好な水環境の形成」が「計画」の8になってもいいくらいである。「計画」8の中でヒートアイランド対策とか、総合的な雨水対策の推進とか、そういうことが私は入ってくると思う。

(部会長)

それは難しい。大変素晴らしいご提案だが、「第5章」の「第3節 循環を基調とするまちづくり」で、節をわざわざ立てているし、ここでも触れるべき問題でもある。それから、防災の話が「第6章」の「第1節 安全なまちづくり」にあったが、ここでも洪水ハザードマップというの

が書いてあるが、それ以外に水害がある町だということが読み取れないような書き方になっている。どちらかというと水循環の方が大事かもしれないが、折角のご指摘なので、どういう処理ができるか、基本計画なので、検討して頂いてもよいのではないかと。

( G 委員 )

今は温暖化で、雨の降り方がすごく変わってきている。このため、方々で都市浸水が起こり始めている。その対策のお金があれば下水管を広げるといっていいが、各家庭とか各公共施設で貯めていくとか、あるいは、地下に浸透するとか、そういうことが普及しないと、これ以上太刀打ちできない。そういう意味で、市全域で水を考えておくというのは、かなり大切なことである。

( E 委員 )

さっきも少しだけ発言したが、私が住んでいる千里山などは、上の川流域と言って、そこがいつも浸水していたもので、マンションを建てる時には必ず貯留槽、調整池を作らなければならない。管理用の電気代やら、何やらのコストをマンションから払っているわけである。一方、江坂地域がどんどんマンションが建っていったけれど、そういうのがないところなので、水が凄く浸水する。今度は、公的なお金で、レベルアップやら、大きい管を入れるという。そういう何かちぐはぐなところが吹田市内にある。どこの部分はどのように対応して、ここは民間でお任せしている部分にするとか、そういうことを全体で見えていただかないといけないのではないかと。ということを私は最初に申し上げたかった。

( 関係室課 )

開発の場合、平成 16 年 4 月に条例化された。吹田市全域に対して、3,000 m<sup>2</sup>以上の開発事業であれば、調整池の指導を行っている。

( E 委員 )

平成 16 年からは全域になったけれど、それまでは、一部地域だけがかかっていた。

( 部会長 )

マンションの場合は、3,000 m<sup>2</sup>もないような建物でも調整池があるが。

( 関係室課 )

3,000 m<sup>2</sup>以下のもの分については、現在我々が行っているのは 1,000 m<sup>2</sup>以上については浸透施設といったものの協力を頂いている。

( 部会長 )

一定基準ができています。水の問題はわかった。他はいかがか。

( J 委員 )

「計画」の 5 の「( 2 ) 道路機能の整備」のところで、電線の地中化というのがある。電線が地

中化したら、道路も広がっていいなと思うが、今、集中豪雨とかいろいろある。地中化した時に、水、電気、ガスなどのライフラインはどのようになるのか。

( 部会長 )

これは、違う説があって、電気事業所側が、地中化した電線の復旧に時間がかかったと言われた。でも、必ずしもそうではない。地中化された電線が切れにくいということもあるし、ライフラインそのものというのは、共同排水溝を国土交通省が推進しているが、道路の下にかなりしっかりした箱を作ってそこに入れるので、それがそう簡単には壊れないということと、壊れる箇所が決まっているということで、そこを復旧して、中の電線というのは、全てちゃんと守れる。

( J 委員 )

吹田市にはどれ位あるのか。

( 関係室課 )

J R 吹田駅のやや東側にトンネルになっている道路がある。佐井寺片山高浜線という都市計画道路の前後府道までは電線地中化できている。これは市単独で行っている。市役所から国道 479 号道路があるが、豊中市との境界に高川という天井川があるが、そこまでは地中化を行っている。これは、国道を大阪府が管理しているという格好で府の事業として地中化を行っている。今はアサヒビールの方へ作っている。

( 部会長 )

電線の地中化について「検討を進め」と書いているが、どの様に検討するのか。

( 関係室課 )

先ほど申し上げていた内容で1つ洩れていたが、山田駅の東側で区画整理がある。その電線地中化を行っている。面的整備を行わない限り、市として路線を決めて電線地中化をする事については、相当な労力がかかる。そうすると面的整備の中での道路の電線地中化を検討せざるを得ないのか、ということが検討の課題だと考えている。

( 部会長 )

面的整備とは、区画整理や再開発の事か。それはともかく、市が行うのか、府道で行うのか、国道でやるのかがあるとは思いますが、吹田市として電線地中化を進めることはどの辺から行うのか、ということに関して、市民の意見を聞くぐらいの事をしてもいいのではないかと。

( 関係室課 )

交通政策課としてはバリアフリーの関係で、当然電柱が道路にあれば歩道が確保できない。そういう意味では一部地中化も含めて検討せざるを得ない。関係機関で協議中である。

( 部会長 )

バリアフリーの観点からも電線地中化を検討しているということである。吹田市の場合、良好

な居住環境を持った住宅地を持ち、江坂のような大阪周辺での有数の商業地域も持っている。あるいは、万博記念公園周辺の緑豊かなところもあるので、地中化の意味とは美観上だけでも違う。交通安全対策、あるいは、バリアフリーということからしても、どういうところから電線地中化を考えているかということをごどこかで議論してもいいかと思う。電線地中化計画は多くの自治体ではそれぞれ優先順位をつけ、少しずつやっている。京都府の議論だが、今のペースで行くと100年経っても電線は地中化できないほどである。吹田市も100年かかるかもしれないが、プライオリティは高い。

(F委員)

「計画」の3の「(1)交通バリアフリーの推進」の「ユニバーサルデザインの視点でバリアフリー化の整備を進める」というところだが、どちらかと言えば、バリアフリーをさらに進めたのがユニバーサルデザインだと思う。だから、「バリアフリーを含むユニバーサルデザインを推進する」という方が適切ではないかと思う。

(関係室課)

そのように直すほうが的確である。

(G委員)

自転車については、いつも放置自転車の問題になるのだが、例えば「計画」の5の「(1)都市計画道路の整備」では、「広域的な道路ネットワークの形成」とうたっている。自転車に関してネットワークを整備するという考え方はないだろうか。

(関係室課)

今年の6月に豊津でレンタサイクルを始める。それまでに山田と江坂で実施していた。あまり好評ではないために今あるレンタサイクルの一部をまわして実施していきたいと思っている。市民の方にレンタサイクルは便利で使い勝手がいいという認識が広まれば、次の段階でレンタサイクルの乗り捨てなどを考えていくべきであるが、現状ではレンタサイクルをいかに利用してもらうかということで進めている。

(F委員)

マンションでそういうものを認めていただければ、マンションの自転車置場を節約できる。ただ残念ながら月2,000円では個人的には負担がかかる。その辺の費用の問題を含めて、ネットワークでどこでも乗り捨てできるようになれば、住民として、あるいは、マンションに住んでいる者としても利用したいと思う。

「計画」の3の「(5)交通安全教育の推進」とあるが、自転車の行儀が悪く、交通事故の一番大きな要因になっている。自転車は推進しなければいけないが、自転車に乗る人の教育も、市民と行政との協働で行わなければならない問題である。何か一言ここへ加えて頂きたい。啓発ということである。

( 部会長 )

「計画」の3の「( 3 ) 自転車の放置防止」にレンタサイクルがあり、「計画」の4「( 1 ) 歩行者・自転車優先のまちづくり」では「自転車歩行者道の整備を進める」という書き方になっているが、ここにネットワークを入れることが先ほどのG委員のご意見である。さらに、F委員からは、「計画」の3の「( 5 ) 交通安全教育の推進」の中に、特に自転車に関する交通安全教育という記述を入れた方がいいのではないかという意見である。

( 関係室課 )

今、保育所、幼稚園、小学校の低学年・高学年という形で平成16年度に8,000名参加で交通安全教育を実施している。今年の9月には小学生を対象に、自転車運転免許証の事業を実施する。

( 部会長 )

自転車ということを充分配慮するということが必要である。

( G委員 )

「計画」の6の「( 1 ) 水源の有効利用」のところで「自己水源の有効利用」とあるが、自己水源はあるのか、井戸水か。

( 関係室課 )

吹田の自己水源としては、淀川の表流水と地下水がある。だいたい上水道は45%程が自己水源である。

( 部会長 )

そんなにあるのか。

( A委員 )

自己水源というものは大切なものだとは認識している。自己水源を恒久的に確保するということ踏み込んで書かれた方が安心・安全なまちづくりになるのではないかと思う。

( 部会長 )

「安定した給水を確保するため」という表現が全体として入るのだろう。

「第3節 良好な住宅・住環境づくり」と「第4節 景観に配慮したまちづくり」を検討して頂きたい。何かないか。

( H委員 )

「第3節 良好な住宅・住環境づくり」だが、健康で安心して住める住宅の整備ということが吹田市ではどの程度書かれているのか。5月7日の日経新聞で、耐震や防犯など、いろいろ基準を国として考えているようだが、市としては考えているのか。

( 部会長 )

H委員の意見は、国土交通省の住宅局が先月発表した住宅政策として来年度に法改正をする話である。よく言われる量の供給から質の整備へ住宅政策を転換する中で、その中の柱が耐震化と防犯性能の向上ということである。1世帯あたりの人口が急に減っているということがあり、国民1人あたりの居住面積が飛躍的に欧米先進国並みになろうとしているからである。新しい住宅政策が国から発表されている中で、吹田市としてどのように取り組んでいくのか、ということである。

( 関係室課 )

市の管理している住宅には、公営住宅が1,100軒あり、将来どのように取り組んでいくかという議論だが、「ストック活用計画」というものを平成15年に作成し、それに沿って全面建替え、全面改修、個別改修という3つの視点がある。基本的にニーズなどの面でのハイクオリティなものも必要であり、高齢化で申せば、昨今岸部中住宅でもデイケアなどの福祉施設を併用するという機能も取り込みながら、整備を進めているという現状である。また、「ストック活用計画」以降の国の政策方針が変わるので、今までは「ストック活用計画」で補助対象として採択頂いたが、今は三位一体の関係で政策が変わっていく。昨年度から今年にかけて2年で「住宅マスタープラン」を策定している。その中で「ストック活用計画」で立てた方針の見直しを図るという状況である。

( 関係室課 )

昨年の7月に条例化させて頂き、マンションの住戸規模については、最低50㎡以上で、3,000㎡以上の事業区域を持つ場合は75㎡以上としている。それから、戸建区画面積が第1種低層の場合は150㎡、第1種中高層や第2種中高層の場合は100㎡、その他、地域によっては70㎡として、住環境を少しでも良くしようとしている。

( 部会長 )

それは何という条例か。

( 関係室課 )

「吹田市開発事業の手續等に関する条例」である。

( 部会長 )

「開発事業の手續等に関する条例」に基づき、公共公益的施設の整備や、事業地内に豊かな緑、ゆとりある住空間の創出を促進し、住宅環境の向上を図ります。」という質的な取組がされているということである。

( 事務局 )

備え付け資料の10において、「住宅マスタープラン」に関する資料を作っており、その中に今回策定する「住宅マスタープラン」の課題として、2番目に「安全で安心して暮らせる住宅」の中に「耐震性」、「防災性」、「防犯性」とある。課題として「住宅マスタープラン」に取り組むと

ということである。平成 17 年度中の策定である。

( 部会長 )

H 委員のご指摘になった新しい住宅政策の方向に関しては明示されている。その線に沿って 17 年度中に新たなマスタープランを策定するようになるということでご了解頂きたい。良好な住環境づくりに関しては「住宅マスタープラン」でより詳しい内容を盛り込むということである。

( F 委員 )

「第 1 節 安全なまちづくり」のところだが、耐震診断の補助制度があるようだが、実際のところ予算がオーバーしている。それもマンションは、どちらかと言えば後回しで一戸建てのほうが優先である。中古マンションは吹田市内に随分あるが、ほとんどが耐震診断を受けていない状況であると思われる。そういうことも含めて検討していただきたいと思う。

( 関係室課 )

補助制度なので、国の予算の枠内でもってその半分は吹田市が負担しているが、とにかく国も府も予算が少ないので、なんとか割り振りをするのが現実である。「すぐしたい」と言われても、すぐ手立てが追いつかないことが現状である。申し訳ないとは思っている。

( F 委員 )

補助だけではなく、制度としての形でもいいと思う。

( 部会長 )

つまり市単費でということか。

( F 委員 )

そういう形でもいいと思う。補助だけが頼りではない。我々としては耐震診断を受けきちんと確かめたいだけだ。

( 関係室課 )

今年度聞いていれば来年度という形で 1 年遅れであっても戸数から言えばなんとか確保できている状況ではある。

( 部会長 )

「1 年待てば」という状況である。耐震診断に対してこれだけの注文が出ることは京都では考えられない。3 月になっても予算をほとんど使っていないので困っているところもある。

( 関係室課 )

自治体によっては予算を取っていたが、全然実施しないので廃止したところもあるので、続いているということは皆さんの意識が高いということである。

( 部会長 )

それだけマンションが多いということであり、吹田市の特徴そのものである。

( I 委員 )

「第3節 良好な住宅・住環境づくり」の「計画」の4の「(4)分譲マンションへの支援」のところに、「老朽化した分譲マンションの建替えを円滑に促進するため、アドバイザーの派遣、住宅相談窓口などの制度活用を推進する」とあるが、建替えのためにそのようなことがあると書いているが、「維持管理のために」とは何もうたっていない。建替えだけの選択肢ではなく維持管理するための相談ということを市に乗ってほしいと要望する。そのことに関して一文入れて欲しいと思う。

( E 委員 )

建替えに限らず実施しているのであれば、維持管理と建替えをとるように維持管理を入れてはどうかということである。全てが建て替えられるとは限らない。

( F 委員 )

マンション管理士による相談窓口は設けているが、はっきり言ってあまり頼りにならない。総合的な相談窓口を作ってほしい。

( 部会長 )

阪神淡路大震災の後に建替えが結構あったので、少しずつノウハウが蓄積された分野ではあるが、おそらく吹田にはかなり初期の集合住宅が集中している自治体なので、吹田市でこのノウハウを開発していかなければどうにもならないと思う。

( K 委員 )

維持管理とは耐震補強も含むのか。

( 部会長 )

維持管理に耐震補強は含まれる。先ほどのI委員の意見にあったような問題はどこにでもある話である。建て替えたい方と住み続けたい方の問題をどのように協議するのかという問題もある。権利問題をどのように整理するのかということも含めてかなり高度な領域に入る。

( 関係室課 )

その辺は「住宅マスタープラン」の中で触れることにしたい。

( 部会長 )

それでは、「住宅マスタープラン」の中で触れることにする。

「第4節 景観に配慮したまちづくり」で何か意見はないか。

(D委員)

「動向と課題」の3の「アドプトロード」とは何か。

(関係室課)

前段に「里親道路」と書いているが、同じ意味だと理解している。アドプトとは「養子縁組」のような訳し方をするので、市民、団体が里親となり、道路を里子というように、養子縁組するという部分である。

(部会長)

特に制度的には吹田市はアドプトロードと呼ぶのか。

(関係室課)

「すいた里親道路」という名称でやっている。

(部会長)

最初はニュージーランドで使われた言葉がアメリカやイギリスに広がり日本に伝わった言葉である。道路のある区間を「あなたが里親である」と決め、「管理を任せるので面倒を見てください」と、ゴミが落ちていたら拾ったり、花壇の整備をしたりするのである。

(D委員)

日本語で解かり易い言葉はないのか。

(部会長)

かなり昔から使っているが、「里親と言ってもわからないだろうからアドプトのまま置いておいてはどうか」ということで今まで使っている。

(F委員)

アドプトロードはあるが、アドプトパークはないのか。

(関係室課)

アドプトリバーはある。公園で部分的に花壇を貸してフラワーメイトというものはある。

(I委員)

言葉の問題だが、61ページの「動向と課題」の1で「平成16年に景観法を制定されました」とあるが、「平成16年に景観法が制定されました」と言うべきである。

(部会長)

「計画」の1では、「(1)総合的景観施策の展開」で「都市景観条例を制定する」とあり、「(2)自然景観の保全と育成」、「(3)地域の景観資源の保全と活用」、「(4)地域特性を生かした都市景観の形成」、2では「景観形成への啓発・支援」ということで、「(1)景観意識の向上」、「(2)

景観形成活動への支援とある。景観法を生かすということで、ここにまとめて書いていることに問題はないと思う。景観法を受けての景観形成団体の指定を受けるということについて予定はあるか。

(関係室課)

そこまでは至っていない。

(部会長)

「都市景観条例」の制定だが、ここに書いてある以上、予定はされているのか。

(関係室課)

一応今年度、来年度で作っていききたい方針である。平成8年に要綱を制定し、その要綱以降は大規模開発の建築物に指導してきた。自主条例として要綱を見直していくのか、景観法に基づく要綱にしていくかという議論から始めるところである。

(F委員)

第7章との兼ね合いがあり、どこに入れたらよいのかと思うのだが、豊中市は、まちづくり条例を作成し、豊中、岡町、曽根と各駅を中心に機能している。吹田でも、そのような形で中心市街地の活性化ということはどこかに盛り込んでいただきたい。

(部会長)

これは難しいご指摘である。「第6章 安全で魅力的なまちづくり」の内容ではないようである。

(事務局)

市長が考えていることは、地域の一定範囲とどのように結びついて、どう地域別の計画を作るのかというような考え方をしている。「第2章」の「第3節 市民自治によるまちづくり」のところに「計画」の1の「(2) 市民との協働による地域レベルのまちづくりの推進」で、「地域における諸問題の解決に向けた取組の推進を図るため、市民との協働によるまちづくりシステムの構築を進めます。」としており、これに含んでいる。豊中などが作っている一定の地域でのまちづくりということではなく、ソフトの部分でのまちづくりをするということである。

(部会長)

まちづくり条例には、ソフト系とハード系の両方があり、商業系もあれば環境系もある。まちづくり条例という言葉では一括りにできない。市長の考え方としてはソフトのこのようである。

## 2 基本計画(部門別計画)[案]に対する市民意見の検討

(部会長)

市民意見について、検討していきたい。

(事務局)

(配付資料 資料 - 1 2 の説明)

(部会長)

どなたかお気づきの点はあるか。

(事務局)

今日議論に上がった交通環境の問題として、「第6章」の「第2節」の「3 誰もが安全で快適な交通環境づくり」と「4 自動車に過度に依存しない交通環境づくり」に関わる部分については、前回の議論の中で総合的な交通体系についてもう少し触れようという話もあった。今日の交通問題、自転車問題も出たので、今日の修正をかければ、この部分についてはカバーできるかと思っている。

(部会長)

今までは交通計画や交通対策は渋滞対策であった。渋滞をどのようにしてなくすかが中心であった。今は自動車総需要抑制、TDMである。総合的に車の量をどのように減らすかということである。

(L委員)

前回意見したことである。そういった総合交通体系の確立と交通委員会の設置まで触れた。是非作って欲しいという意味で意見した。

(E委員)

コミュニティバスを試験的に運行しようという話がある。それについて、本来は交通マスタープランなどがあり、その中でどの部分をコミュニティバスが担うのかという話にならなければいけないのではないのか。

(L委員)

コミュニティバス一つ取り上げても、全国的にも随分実施されているが、やはり都市ごとの独自のコミュニティバスを作らなければいけない。よそでのやり方を吹田市に持ってきても駄目である。コミュニティバスを走らせて本線のバスとどのように繋ぐのか。あるいは、公共施設を廻るとあまり利用されないということで、やはり駅に早く届くほうが利用されるなど、いろいろなものがあり阪大で研究してもらった。それが今こちらに帰ってきて、うちの交通の中で試験的に阪急バスといっしょに3コースぐらいを実験運転する前の段階である。

(部会長)

今年の実施計画に出ているのか。

(L委員)

本来ならば、平成17年から実施予定だったのだが少し遅れている。

渋滞問題、交通問題、総量規制問題、道路管理問題など、もっと企業も巻き込んで協力してもらわなければいけない問題がたくさんある。

(H委員)

吹田の場合は、交通といえば自動車一辺倒なところがあるが、鉄軌道はやはり捨てられないものである。ある地域から地域までは鉄道がいいのか、バスがいいのか、自動車がいいのかと、検討することが大切だと思う。

(L委員)

昔モノレール構想のようなことも聞いたことがあったが。

(H委員)

やはりコストを考えなければいけない。

(部会長)

交通に関してはその辺りとする。

市民意見で目を通して頂いているが、部会で議論したことで大体重なっていると思う。

(H委員)

市民意見の34で、「アジェンダとは何かよくわからない」とあるが、私自身も「アジェンダ」という言葉自体響かない。「アジェンダ」とは大阪でエイズ対策冊子で使われていた。そういうことを考えると、環境対策として大事なことなのでアジェンダという言葉よりもまちづくり等の言葉に変えた方がいいと思う。

(部会長)

「アジェンダ 21 すいた」の「アジェンダ」の使い方がいいのか悪いかはこの部会で決めることではない。アジェンダ 21 の関係者でない我々が、名前がよくないと言うことはあまり良くないと思う。

(事務局)

横文字を使ったものについては、特に普及をしたいという意味であえて使うものもある。最終的には用語の説明は必ず入れていきたいと思う。

(部会長)

「アジェンダ」という意味は「議定書」だと思うが、元々ラテン語と英語では「次第」という意味でしかない。そういう言葉なので、たまたま環境に使われたということである。今の「アジェンダ」の問題は許して頂きたい。

(K委員)

意見番号 36 のところで、「傾斜地には石垣、擁壁が存在する」とある。建物の耐震性というこ

とが今日あがっていたが、傾斜地の擁壁などの耐震性を含めて、どこかに盛り込むべきだと思う。

(部会長)

「第6章」の「第1節 安全なまちづくり」の「動向と課題」の中でまず触れる必要がある。吹田市の特徴として吹田丘陵などがあることを踏まえているわけである。「計画」の方では1の「(1) 市街地の防災環境整備」に関わるのだろう。

(事務局)

「地域防災計画」があり、平成17年度と18年度で見直しを行うということである。平成18年度には危険箇所について、一斉調査をかける予定にしている。

(部会長)

「計画」の1の「(3) 地域防災力の向上」のところでは斜面地の問題を触れることもできるか。他にいかがか。よろしければ、市民意見の点検はこれで終了したいと思う。これで、第2部会第3回目を終了する。

以 上